

令和2年11月19日

組合員・ご利用者 各位

たいせつ農業協同組合
代表理事組合長 松原 剛志

新型コロナウイルス感染症罹患者の発生による 本所事務所の一時閉鎖について

当組合の事業運営につきましては、日頃より格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、11月18日、当組合本所事務所に勤務する1名が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明いたしました。

これを受けて所轄の保健所と連携し、下記の通り本所事務所の一時閉鎖、消毒作業等を行う予定となっております。

組合員皆様にはご心配をおかけしますが、当組合といたしまして、マスクの着用、手洗いの励行、こまめな施設の消毒等、感染拡大防止に引き続き取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■本所事務所の閉鎖期間

令和2年11月19日（木）～21日（土）

※総務、金融、共済窓口は休業させていただきますが、ATMのみ営業いたします。

※お急ぎの方はお電話頂くか、鷹栖支所の金融窓口をご利用願います。

※納入に伴う宅配業者様等については、事務所横職員通用口のインターホンにて対応させていただきます。

※本所事務所以外の各施設は通常営業しております。

大変ご不便をお掛けいたしますがよろしくお願い致します。

以上